

15.5.20
第 212 号

第八條退職手当ノ件ハ将来研究ノ上制定スルニ算ナリ
第九條獎勵法ハ現在實行中ノ通リトシテ職業場合ハ二分五分
(即チ不足ノ責任増加トス
但シ之レニ對シテハ相互ニ於テ能率増進ノ方法ヲ考慮スル
コト

勞秘第一〇三三號

大正十五年五月十七日

警視總監 太田 政弘

内務大臣 若槻 禮次郎 殿
社會局長 官長 岡隆一郎 殿
東京地方裁判所 檢事 正 殿
京都 大阪 神奈川 兵庫 愛知
福岡 千葉 埼玉 長岡 等
各 府 縣 知 事 殿